

平成30年12月7日 開会
平成30年12月19日 閉会
(定例第7回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第101号

平成30年第7回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月19日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 平成30年12月7日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

加 藤 学君	荊 尾 芳 之君
滝 山 克 己君	長 束 博 信君
白 川 立 真君	三 鴨 義 文君
仲 田 司 朗君	板 井 隆君
景 山 浩君	細 田 元 教君
井 田 章 雄君	亀 尾 共 三君
真 壁 容 子君	秦 伊知郎君

○応招しなかった議員

な し

平成30年 第7回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第1日)

平成30年12月7日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成30年12月7日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第66号 南部町教育委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第67号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第68号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第69号 南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町農林体験実習館)
- 日程第10 議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場)
- 日程第11 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町高齢者自立訓練センター)
- 日程第12 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町介護予防拠点施設)
- 日程第13 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町立ふるさと交流センター)
- 日程第14 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町立おおくに田園スクエア)
- 日程第15 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町民おおくに農山村広場)
- 日程第16 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町民おおくにコミュニティ運動施設)
- 日程第17 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町地域農産物加工施設えぶろん)

- 日程第18 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理センター
緑水園）
- 日程第19 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町林業者等休養福祉施設）
- 日程第20 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイ
ドアリーナ）
- 日程第21 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について（緑水湖教育文化施設）
- 日程第22 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町バンガロー）
- 日程第23 議案第84号 平成30年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第85号 平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第86号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第87号 平成30年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第88号 平成30年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第89号 平成30年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第90号 鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鳥取県
町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第30 議案第91号 町道路線の認定について
- 日程第31 議案第92号 町道路線の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第66号 南部町教育委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第67号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第68号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第69号 南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部改正について
- 日程第9 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館）
- 日程第10 議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オー

トキャンプ場)

- 日程第11 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町高齢者自立訓練センター）
- 日程第12 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町介護予防拠点施設）
- 日程第13 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）
- 日程第14 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立おおくに田園スクエア）
- 日程第15 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村広場）
- 日程第16 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくにコミュニティ運動施設）
- 日程第17 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設えぶろん）
- 日程第18 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理センター緑水園）
- 日程第19 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町林業者等休養福祉施設）
- 日程第20 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）
- 日程第21 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について（緑水湖教育文化施設）
- 日程第22 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町バンガロー）
- 日程第23 議案第84号 平成30年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第85号 平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第86号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第87号 平成30年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第88号 平成30年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第89号 平成30年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第90号 鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第30 議案第91号 町道路線の認定について
- 日程第31 議案第92号 町道路線の変更について

出席議員（14名）

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
3番 滝山 克己君	4番 長束 博信君
5番 白川 立真君	6番 三鴨 義文君
7番 仲田 司朗君	8番 板井 隆君
9番 景山 浩君	10番 細田 元教君
11番 井田 章雄君	12番 亀尾 共三君
13番 真壁 容子君	14番 秦 伊知郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯 清 視君	書記	橋田 和美君
		書記	杉谷 元宏君
		書記	藤下 夢未君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山 清孝君	副町長	松田 繁君
教育長	永江 多輝夫君	病院事業管理者	林原 敏夫君
総務課長	大塚 壮君	総務課課長補佐	藤原 宰君
企画監	中田 達彦君	企画政策課長	田村 誠君
防災監	種 茂 美君	税務課長	伊藤 真君
町民生活課長	岩田 典弘君	子育て支援課長	仲田 磨理子君
教育次長	板持 照明君	総務・学校教育課長	安達 嘉也君
病院事務部長	中前 三紀夫君	健康福祉課長	糸田 由起君
福祉事務所長	岡田 光政君	建設課長	田子 勝利君
産業課長	芝田 卓巳君	監査委員	仲田 和男君

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 会が始まります前に一言御挨拶を申し上げます。

平成30年12月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

さて、日に日に寒さが増し、冬の気配が迫ってまいりました。ことしは7月の集中豪雨、北海道での地震、台風等、自然災害の多い年でもありました。南部町においても、9月30日には台風24号により町内全域に避難指示が発令される事態となり、避難所に避難された方は292名となっております。常日ごろから災害に備える準備が必要であり、自分の命を守るためにはどうすればいいのか考えていただきたいと思います。

さて、本定例会においては、条例の一部改正、平成30年度補正予算等の議案を御審議いただく予定としております。

後ほど町長から諸議案の内容につきましての御説明がございます。提出されています諸議案に対しましては慎重なる審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げます。

12月に入り、何かと多忙な時期となりましたが、議員におかれましては、日々の活動を通じ、町民の皆様方の負託に応えられますようお願いを申し上げ、御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 12月議会の冒頭に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平成30年第7回南部町議会定例会を招集しましたところ、全議員に御出席いただき開催ができますことに御礼を申し上げます。

まず初めに、65歳以上の方へのインフルエンザ予防接種受診券が誤った負担金で配付されたことに対し、おわびを申し上げます。

まず、概要を申し上げます。南部町では、町の単独事業として、高齢者、65歳以上の方でございますが、この方々にインフルエンザ予防接種受診券を配付しています。受診券には自己負担金額の記載があり、非課税世帯の方は無料、課税世帯の方は1,000円の2種類がございます。

11月27日、町民の方から、非課税世帯にもかかわらず自己負担金が、1,000円の記載があると指摘があり、委託業者に確認したところ、受診券の作成において直近の課税情報によるべきところを、誤って前年度の課税情報をもとに受診券を作成していたことがわかりました。また、町の担当者もテスト出力帳票で確認していましたが、チェックが不十分であり、誤りに気づかず、その結果、175世帯、303名に誤った受診券を発送するに至りました。なお、この誤発送による個人情報の流出はございませんでした。

その後の対応ですが、11月29日に対象となる皆様におわびの文書を発送し、11月30日に米子市役所において、同様の誤発送を行った日吉津村、委託業者の鳥取県情報センターと共同の記者会見を開き、町民の皆様への広報に努めたところでございます。

現在の対応状況を申し上げます。昨日までに誤って無料と記載された方、74世帯、119名の対象者のうち115名の方に面会し、おわびを申し上げ、未接種の方には正しい受診券をお渡ししたところです。また、誤って有料と記載された方、101世帯、184名の対象者のうち180名の方に面会を終えたところでございます。

再発防止策について申し上げます。出力を委託しています鳥取県情報センターの担当者のついうっかりミスが原因でありますので、情報センターに対し、今後このような事故が二度と起きないように、改善対策を指示いたしましたところでございます。また、私どももテスト出力全数のダブルチェックをしておれば防げた事故でもありますので、全職員に対しましてコンピューター出力を過信せず、テストデータのダブルチェックを指示いたしました。

詳細につきましては、また今後、再発防止策の検討を重ねた結果を、また議会を通じて御報告したいと、このように思っております。改めて本議会を通じまして、誤発送により御迷惑をおかけしました町民の皆様へ深くおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

次に、9月議会以降のその他事件、事故について申し上げます。この間、幸いにも火災の発生はございませんでした。

次に、9月30日、当地方に接近し、全町民に避難指示を出しました台風24号についてでございます。被災した箇所の復旧のために現在国が行います災害査定を順次受けている最中ですが、現時点での被災額の取りまとめ状況について申し上げます。農地災害は18カ所、5,170万円。農業用施設災害12カ所、5,470万円。町道災害10カ所、6,280万円。河川災害4カ所、3,900万円。林道災害19カ所、2億2,420万円。斜面災害6カ所、4,000万円。合計しますと、69カ所、4億7,240万円となっております。このほかにも小規模な農地災害32カ所、620万円も別途予定しており、町内に大きな傷跡を残しております。順次災害査定により補助採択を進め、一日も早い復旧に向けて努力してまいりますので、関係されます町民の皆様への御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、人口動態について御報告いたします。9月1日から11月末の間に出生されました方は13人、お亡くなりになられた方は41人でした。御冥福をお祈りするとともに、誕生した子供たちの健やかな成長を御祈念いたします。11月末現在の人口は、1万910人でありました。高齢化率35.66%、11月末現在の今年度出生者は44人でありました。前年同期と

比較しますと、前年人口は1万1,109人、したがって199人の減。前年高齢化率は34.96%でございましたので、0.7%の増加。出生数では1名の増というような現状でございます。

本定例会におきましては、公の施設の指定管理の指定や、平成30年度一般会計補正予算など27議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進に必要不可欠なものばかりでございますので、全議案とも御賛同いただきまして御承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とします。よろしくお願いいたします。

午後1時00分開会

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成30年第7回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

10番、細田元教君、11番、井田章雄君。

日程第2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、13日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、13日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 諸般の報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長から報告をいたします。

西部町村議会議長会連絡会議。平成30年10月5日、西部町村会事務局で開催されました。

会長の挨拶の後、会議に入り、議題として、一つ、平成31年度議長会事務局体制について、一つ、平成31年度事業計画について、一つ、平成31年度歳入歳出予算について、一つ、11月の議長全国大会ほか諸行事参加についてを議題といたしました。

事業計画の中で、31年9月初旬に開催予定されております議員研修会、親善球技大会が南部町で担当することに決定いたしました。準備、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

次に、西部広域行政管理組合議会定例会は、11月19日に開催されました。

議案第8号として、鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号として、平成30年度一般会計補正予算、議案第10号として、平成29年度一般会計決算認定についてが提案されています。議案は各委員会に付託され、審議され、本会議で議案第8号と第9号は採決され、議案第10号は、決算審査特別委員会での閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

組合事務一般に対しての議員からの質問に対し、2019年度中に一般廃棄物処理施設整備基本構想を策定するとの考えが示され、向こう10年間で満杯となる見通しの一般廃棄物最終処分場の新たな候補地は、構想策定後に検討するとの答弁でありました。

なお、最終処分場は17年度末で、計画容量48万9,657立方メートルに対し、38万7,536立方メートルが埋め立て完了であり、盛り土などを除き、埋め立て可能な破棄物量は4万3,922立方メートルとの説明がありました。

次に、第62回町村議会議長全国大会、これは「～地方創生の実現をめざして～」をテーマに、11月21日に東京のNHKホールで開催されました。

祝辞依頼者の来賓として、安倍内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、与党代表、全国町村会会長が出席されました。臨席案内者としては、衆議院、参議院両議院の議員の方々でした。出席者は、全国926町村議会議長等であります。

大会は、「開会のことば」で始まり、国歌斉唱、会長の挨拶、宣言文の朗読、来賓祝辞、来賓紹介の後、議長団が選出され、議事に入りました。地方創生のさらなる推進を期する、議会の機能強化及び議員のなり手確保を初め、25の要望に対しての議決、各地区要望に対しての議決、実行運動方法が示され、閉会いたしました。

なお、大会終了後の特別講演は、外交ジャーナリスト、手嶋龍一氏で「激動の21世紀をどう

生き抜くか～中・ロ・朝鮮半島情勢と日米同盟～」との演題での講演でありました。

以上で議長からの報告を終わります。

続いて、議員からの報告を受けます。

鳥取県町村議会議員研修会、井田章雄君、よろしくお願いいたします。

井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。報告いたします。

鳥取県町村議会議員研修会が11月12日、三朝町総合文化ホールで開催され、鳥取県内全町村議会議員を対象に研修が開催され、当南部町議会議員も参加いたしました。

研修内容についてですが、元衆議院法制局参事、吉田利宏氏より「地方議会のズレの構造」と、テレビ出演でおなじみの毎日新聞論説室専門編集委員、与良正男氏より「今後の政局・政治展望」の2つのテーマで研修を受けました。

「地方議会のズレの構造」では、衆議院法制局の立場から見た地方議会について、4点のずれの題目で分析を受けました。特に一般質問において政策上の問題点を指摘し、その問題を共有し、その改善を求めていくことが大切であるなどの講演でした。

「今後の政局・政治展望」では、現在における国の状況、来年執行予定である参議院選挙、外国人の増加による社会的な合意、それに伴う学校対策、地方参政権、また憲法改正についても触れられ、地方においても避けることができない今後についての講演内容でした。

以上、鳥取県町村議会議員研修会の報告といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会、御報告を細田元教君、よろしくお願いいたします。

細田元教君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（細田 元教君） 去る30年11月29日、湯梨浜で鳥取県後期高齢者医療広域連合議会が開催されました。その内容を報告させていただきます。

平成20年4月に発足いたしました後期高齢者医療制度もことしで11年目を迎えました。当連合の被保険者は、この10年間で8.5%伸び、9万1,000人を超えました。保険給付費においても約20.3%伸び、770億円と年々増加しております。

国では、団塊ジュニア世代が高齢者になる2040年を見据え、健康寿命の延伸や、給付と負担の見直しによる社会保障の持続可能性の確保など重要課題と捉え、健康づくり、医療・介護と総合的な取り組みが進められているところです。後期高齢者医療制度においても、保険料の軽減特例措置や高額療養費の見直しが段階的に行われるとともに、疾病の重症化予防や健康づくり、

医療費適正化など、保険者のインセンティブ施策についての取り組みが求められております。

この状況を踏まえ、当広域連合においても平成30年3月、第2期保健事業実施計画を策定し、引き続き健康診査や、口腔機能低下を予防する歯科健診の実施、また重複頻繁受診者の訪問指導事業など、データベースを活用した効率的な、効果的な保健事業の充実に市町村と連携しながら取り組み、積極的に推進したいと考えております。

続いて、議案の説明いたします。議案第7号、平成30年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及び承認についてでございますが、これは広域連合の電算システムの機器更新に関して、2件の債務負担行為を設定したところでございます。これについて全員一致で承認されました。

議案第8号、平成30年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認についてでございます。これは、29年度の医療給付費等が確定し、社会保険診療報酬支払基金より交付を受けた後期高齢者交付金が療養の給付に要した費用より多かったため、4億9,223万9,000円を返納するものです。これも全員一致、承認されました。

議案第9号、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の専決処分の報告及び承認についてですが、これは、ことしの7月の豪雨により被災された被保険者の負担軽減を図るため、保険料の減免措置を可能にする所要の改正を行うものでございます。これも全員一致、承認されました。

議案第10号は、平成30年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）です。これは歳入歳出それぞれ19億6,605万円を増額し、歳入歳出総額を814億3,657万5,000円とするものです。

この主な内容は、29年度市町村負担金、国県負担金の精算に伴う追加納付金及び返還金に対するものでございます。この10号は、原案を可決されました。

続いて、議案第11号は、平成29年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第12号の平成29年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、まず一般会計では、広域連合組織運営のための予算であり、実質収支では歳入総額が4,844万4,000円、歳出総額が4,588万4,000円となっております。

また、特別会計では、制度運営のための予算であり、ほとんどの歳出が保険給付事業に要するものでございます。全部で826億8,877万6,000円に対して、歳出総額が802億2,

121万8,000円で、差し引き額24億6,755万8,000円で実質収支となっております。これらも全て原案を認定されました。

これに対して監査意見がございました。監査意見は、平成29年度医療給付費の総額が766億9,421万4,000円となって、昨年度と比べて11億円余りふえた。また、被保険者の1人当たりの給付費額も年額84万1,739円と、増となっておりますということを指摘され、今後は40年問題等ありますので、これらを考えていただきたいということと、市町村の高齢化の進展度合いも影響するところでありまして、被保険者の疾病・療養の度合いが大きく影響するので、この意味からも引き続き市町村における後期高齢者の健康寿命維持、疾病の早期発見、重症化予防の積極的な取り組みをお願いしたいという意見が付されましたことを報告して、報告を終わります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） どうもありがとうございます。

続いて、平成30年度町村議会広報研修会、荊尾芳之君のほうから報告よろしく申し上げます。
荊尾芳之君。

○広報常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 2番、荊尾芳之です。平成30年度町村議会広報研修会について報告いたします。

去る10月9日（火曜日）、東京のシェンバハ・サボー会館で開催されました町村議会広報研修会に出席しました。全部で3つのプログラムで研修会は構成されていました。

第1は、「読み手に伝わる文章の書き方」をテーマに、朝日新聞メディアプロダクション校閲事業部長の前田安正氏が講義をしてくださいました。ポイントは、情報を正確に発信する必要があること。書き手の意識とその矛盾について例を挙げて話されました。できるだけ多くの人に読んでもらいたいのに、読み手の存在を忘れてしまっている。できるだけ多くの人に理解してほしいのに、自分の理解は通じると思い込んでしまう。勘違いをしている。できるだけ多くの人に共感してもらいたいのに、ひとりよがりな表現になりがちになっていることなどを注意点としてまとめられました。

第2は、「デザインの力で、もっと伝わる議会広報誌に」というタイトルで、株式会社コンセントアートディレクター、筒井美希氏が講義をしてくださいました。ポイントは、デザインは分解して考えればとても優しいものになるということ、自分が読みやすいと思う紙面を観察し、参考にすることが大切だとまとめられました。

第3は、「町村議会広報全国コンクール 最優秀賞及び優秀賞（総合2位）作に見る光彩を放つ編集力」というテーマで、ことし、議会広報コンクールの町村議会広報表彰審査会委員で、グ

グラフィックデザイナーの長岡光弘氏が最優秀賞等に選んだ理由を説明されました。

第1位の最優秀賞は、埼玉県寄居町の議会広報「お元気ですか寄居議会です」でした。広報紙全体のコンセプトを「聴く・動く・見る」に設定し、情報の区分ごとにコンセプトを反映した編集となっていることが1位となった理由でした。

第2位の優秀賞は、山形県川西町の「かわにし議会だより」でした。二元代表制の一翼を担う議会の役割をしっかりと住民に伝える、このコンセプトがはっきりと出ていることが第2位となった理由でした。

南部町議会の議会だよりも定例議会終了後に発行していますが、今回の研修会で取得した知識と技術を取り入れて、より多くの住民の皆様にご覧いただける広報紙をつくっていく心構えを申し述べまして、町村議会広報研修会の報告とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、青年議会第1回合同学習会並びに第2回の合同学習会についての報告を、板井隆君、よろしくお願いいたします。

板井隆君。

○議会改革調査特別委員会委員長（板井 隆君） 議会改革調査特別委員会委員長の板井です。

来年1月26日に開催いたします青年議会の開会に向けて、青年議会合同学習会を10月13日と11月18日に開催いたしましたので、報告をいたします。

最初に、青年議会第1回合同学習会は、会場を天萬庁舎2階の会議室で、執行部より陶山町長、松田副町長にも出席をしていただき、高校生サークル「With you 翼」と、新☆青年団「へんもつくり」から名乗りを上げていただいた18名、そして私たち議員14名で開催いたしました。

初めての顔合わせでしたので、それぞれの自己紹介、青年議員からは決意表明があり、14名の議員と青年議会議長、そして副議長の選出があり、その後、議会の仕組みについて景山副委員長から、町の仕事について松田副町長から説明を受けました。それぞれが和気あいあいと過ごしたため時間がオーバーをしましたが、充実したひとときでありました。

この中で感想があります。私たち議員と、それから青年議員のちょっと感想を述べておきます。

青年議員14人が、自分がこれまで生きてきた中で、議員や町政に対する考えがしっかりしている。もっと住みやすい、若者が楽しく過ごせる町にしたいという思いが感じられた、私たち議員からの青年に対する感想です。そして、青年議員からは、議員の方々の思いが伝わってきた。南部町の課題について取り組んでいきたいという決意をいただいたところです。

そして、第2回目ですけれど、11月18日にこの3階を使って学習会を行っております。2

回目ですので、それぞれ青年議員からは、一般質問の内容についてそれぞれの考えをまず聞き、そしてグループに分かれて、各青年議員の一般質問について議員のほうから助言などを行ったところです。その後、議長よりお許しをいただきましたので、この議場を使って、青年議員に私たちが今座ってるこの席に座っていただき、一般質問のあり方について、やり方について流れを一度体験してもらったところです。

今後、きょうから始まります定例議会、そしてあさってから始まる一般質問、今回議員は今までにない人数が一般質問をします。実はこの一般質問を、青年議員の皆さんにはS A Nチャンネルで、各家庭で見えていただく、一般質問の流れを実際に見えていただく、私たち議員もこのたびは自分の思いと、そして青年議員に対するメッセージを多分ここで、一般質問でやっていただけるものというふうに思っております。

そして、もう一度、1月の16日に最終的な学習会を行い、本番、青年議員の一般質問は、新年1月26日の土曜日、1時30分からこの本会議場を使って開催をいたします。この学習会の成果を青年議員が堂々と発表してくれるその会場に、ぜひ町民の皆さんには傍聴に来ていただき、傍聴席がいっぱいの場合には議員の控室にライブのテレビも設置するようにしております。ぜひたくさんの方に青年たちの思いを聞いていただき、一緒になってまちづくりに参加をしていただけるような青年議会になればというふうに思っております。

前回も申し上げましたが、執行部の皆さんには大変御苦勞をおかけしますが、御理解、御協力いただきますように重ねてお願いをしまして、青年議会・議員の研修会、勉強会の報告いたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 議案第66号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第66号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。議案第66号を御説明いたします。南部町教育委員会委員の任命について。

南部町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

住所は、南部町中1092番地。井上憲司。生年月日はごらんとおりでございます。

教育委員会の現委員でございます。知識、経験とも現教育委員会の中での、委員の中の中心人物でございます。再任ということで御理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第66号、南部町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

議案第66号は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり同意されました。

日程第6 議案第67号 から 日程第31 議案第92号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。この際、日程第6、議案第67号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第31、議案第92号、町道路線の変更についてまでを一括して提案説明を受けたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第67号から日程第31、議案第92号までを一括して提案説明といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、議案第67号から説明をさせていただきます。議案書は2ページからとなりますので、よろしくお願いいたします。まず、議案第67号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは本年の人事院勧告の内容に準じて職員の勤勉手当及び給料表等を改正するものでございまして、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正が臨時国会にて11月28日に可決したことを受けて、上程をさせていただくものでございます。

改正内容でございますが、まず、給料表につきましては国に合わせて改定をいたしまして、平成30年4月1日から適用をするものでございます。平均0.2%の引き上げとなります。

それからまた、勤勉手当の支給率についてでございますが、今年度については12月に0.05月引き上げ、来年度からは6月と12月にそれぞれ現行よりも0.025月引き上げるものでございます。

期末手当につきましては、これまで6月と12月で支給率が異なっておりましたが、来年度からはそれを平均して6月と12月を同じ支給率ということにするものでございます。

さらに、宿日直手当の額を国に準じて改正し、来年度から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第68号でございます。南部町税条例の一部改正について。

次のとおり南部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは鳥取県が寄附金税額控除の対象となる団体を新たに条例指定したことに伴いまして、南部町税条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に、平成30年8月1日から平成35年7月31日までの間に特定非営利活動法人十人十色に対して支出された寄附金を加えるものでございます。

この条例は、公布の日から施行することとしております。御審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第69号でございます。南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは地域再生法の一部改正に伴い、東京23区からの企業の本社機能の移転・拡充について、固定資産税の特例措置を期間延長すること及びその内容の拡充が図られることになったことを受けて、条例を一部改正するものでございます。

改正内容といたしまして、税制優遇措置の期間を平成32年3月31日まで2年間延長するこ

と。移転型事業に限り、固定資産税を不均一課税から課税免除に税制優遇措置を拡充するものでございます。また、これらに伴い、題名及び本文中の用語等について所要の改正を行うものでございます。

この条例の施行日は、公布の日からとし、平成30年6月1日以後に特別償却設備を新設し、または増設した認定事業者に適用することとし、同日以前については、なお従前の例によるということとしております。御審議をよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第70号でございますが、この議案第70号から議案第83号までは公の施設の指定管理者の指定についての議案でございます。11月2日に指定管理候補者選定委員会を開催して審査をいただき、このたび議案として上程をさせていただくものでございます。

まず、議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町農林体験実習館。指定管理者となる団体は、株式会社スマイルキューブ。指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

続きまして、議案第71号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場。指定管理者となる団体は、株式会社スマイルキューブ。指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

続きまして、議案第72号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町高齢者自立訓練センター。指定管理者となる団体は、社会福祉法人伯耆の国。指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

続きまして、議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町介護予防拠点施設。指定管理者となる団体は、あいみ手間山地域振興協議会。指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

次に、議案第74号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町立ふるさと交流センター。指定管理者となる団体は、天津地域振興協議会。指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

続きまして、議案第75号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町立おおくに田園スクエア。指定管理者となる団体は、大国地域振興協議会。指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

続きまして、議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町民おおくに農山村広場。指定管理者となる団体は、大国地域振興協議会。指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

続きまして、議案第77号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町民おおくにコミュニティ運動施設。指定管理者となる団体は、大国地域振興協議会。指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

続きまして、議案第78号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町地域農産物加工施設えぷろん。指定管理者となる団体は、あいみ富有の里地域振興協議会。指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

続きまして、議案第79号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町自然休養村管理センター緑水園。指定管理者となる団体は、株式会社緑水園。指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

続きまして、議案第80号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町林業者等休養福祉施設。指定管理者となる団体は、株式会社緑水園。指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

続きまして、議案第81号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町健康増進施設レークサイドアリーナ。指定管理者となる団体は、株式会社緑水園。指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

続きまして、議案第82号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、緑水湖教育文化施設。指定管理者となる団体は、株式会社緑水園。指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

続きまして、議案第83号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町バンガロー。指定管理者となる団体は、株式会社緑水園。指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。そういたしますと、一般会計補正予算書のほうで説明をさせていただきます。

.....
議案第84号

平成30年度南部町一般会計補正予算（第4号）

平成30年度南部町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ469,619千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,708,050千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する事ができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年12月 7日

提出 南部町長 陶山清孝

平成30年12月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....
そういたしますと、5ページをごらんください。第2表です。繰越明許費でございます。これ全て災害復旧費でございます。合計10事業でございます。総額4億2,769万6,000円で、翌年度に繰り越して使用することができる経費としてお願いをいたしたいと思っています。

そういたしますと、6ページをごらんください。第3表でございます。債務負担行為の補正でございます。追加といたしまして、学校給食センター調理等委託業務でございます。期間につきましては、平成31年度から平成33年度でございます。限度額は、1億6,500万円としてお願いするものでございます。

次に、第4表、地方債補正でございます。まず、追加についてです。起債の目的、辺地対策事業(緑水園給湯施設更新)でございます。これにつきましては限度額400万円でございます。農業用施設災害復旧事業債、限度額2,230万円。公共土木施設(河川)補助災害復旧事業債、限度額930万円。公共土木施設(河川)単独災害復旧事業債、限度額1,000万円で、総額4,560万円でございます。起債の方法は、いずれも証書借り入れでございます。利率、償還方法については記載のとおりでございますので、御確認をいただきたいと思っております。

それでは、7ページをごらんください。地方債の補正の変更でございます。起債の目的は、道

路整備事業。限度額6,030万円を5,620万円に変更するものです。それ以降は、いずれも9月の2号補正で御承認をいただきました災害復旧事業債の限度額の増額をお願いするものがございます。農地補助災害復旧事業債、限度額230万円を3,350万円。林道補助災害復旧事業債、限度額1,390万円を7,550万円。林道単独災害復旧事業債、限度額960万円を3,690万円。単県斜面崩壊復旧事業債、限度額270万円を1,420万円。公共土木施設（道路）補助災害復旧事業債、限度額260万円を1,520万円。公共土木施設（道路）単独災害復旧事業債、限度額250万円を2,560万円。総額で3,360万円を2億90万円とするものがございます。起債の方法、利率、償還方法は、変更前と同じでございます。

続きまして、予算に関する説明をいたします。歳出予算から御説明をいたします。14ページをごらんください。人件費に関するものにつきましては、本年の人事院勧告による必要額の増額と、職員の退職等に伴う減額によるものです。後ほど給与費明細書について御説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、8目基金管理費でございます。199万8,000円を増額し、6,076万1,000円とするものがございます。これは既存のふるさと納税管理システムの改修費用及びインターネットによる申し込みのためのポータルサイトを増設するものがございます。

15ページをごらんください。主なものを説明してまいります。13目諸費でございます。664万円増額し、1,495万9,000円とするものです。これはいずれも平成29年度の事業実績の精算により、補助金等の返還が生じるものがございます。該当課につきましては、福祉事務所、教育委員会事務局、子育て支援課となります。

17ページをごらんください。3款民生費、1項社会福祉費、2目障がい者福祉費でございます。298万9,000円増額し、3億1,286万9,000円とするものがございます。これは地域生活支援事業の地域活動支援センター機能強化事業の負担金の不足、それから障がい者医療給付において、給付費の増加等により更生医療給付費の不足が見込まれるため、増額をお願いするものがございます。

続きまして、7目少子化対策費でございます。207万4,000円を増額し、2,553万6,000円とするものがございます。これは三世帯同居支援事業の申請見込みの増によりまして、必要額の増額をお願いするものがございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費でございます。260万3,000円を増額し、2,661万5,000円とするものがございます。これは広域入所委託費の必要見込みの増額と、障がい児通所支援事業の支給決定者数の増によるものがございます。

19ページをごらんください。4款衛生費、1項保健衛生費、4目母子衛生費でございます。353万2,000円増額し、1,340万3,000円とするものでございます。これは本年度、西伯病院で新たに整備された歯科巡回診療車の購入費用を町が負担するものでございます。

4款衛生費、2項環境費、2目環境対策費でございます。105万円増額し、810万1,000円とするものでございます。これは自然エネルギー導入促進事業の申請見込みに対応するため、増額をお願いするものでございます。

20ページをごらんください。5款農林水産業費、1項農業費、4目農業施設費でございます。172万6,000円増額し、4,034万1,000円とするものです。これはオートキャンプ場の施設の備品を更新するため、増額するものでございます。

続きまして、21ページをごらんください。7目緑水園管理費（自然休養村整備）でございます。100万円増額し、2,807万円とするものです。これは緑水園周辺の環境整備のため、樹木の伐採経費を計上するものでございます。なお、この伐採整備につきましては、本年度並びに来年度の2カ年で実施を計画しているところでございます。

10目地籍調査費でございます。2,576万3,000円減額し、4,469万9,000円とするものでございます。これは人件費のほかに、地籍調査事業の本年度実施の作業工程見直しにより減額するものであります。なお、減額見直しになった理由といたしまして、国、県の補助金の配分額の減額というのがございます。

5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費でございます。889万9,000円を減額し、5,205万2,000円とするものでございます。これは有害鳥獣駆除事業におきまして、侵入防止柵の申請者が計画より少なかった並びに竹林整備事業におきまして事業着手予定だった地区が減少したためによるものでございます。

22ページをごらんください。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費でございます。2,190万円を減額し、1億8,492万1,000円とするものです。これは本年度の国の交付金の配分が示されたため事業見直しを行い、工事費等の路線間調整を行うものでございます。

3目道路維持費でございます。38万6,000円を増額し、6,643万円とするものでございます。これは道路の維持管理に係る小規模修繕の必要が増加しており、工事請負費との組み替え予算により早急な対応が必要ということで行おうとするものでございます。

23ページをお願いします。9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費でございます。217万9,000円増額し、5,141万4,000円とするものです。これは法勝寺中学校で新

年度に特別支援学級を新設する必要があり、本年度内に改良工事に着手する必要があるため、予算計上をお願いするものでございます。

25ページをお願いします。下段のほうより説明をいたしますが、ここから先は災害復旧費を計上しております。今回の補正予算でお願いしますのは、災害復旧費は、9月豪雨災害並びに台風24号の災害により発生した被災対応予算を計上しているところでございます。以下は金額のみを御説明いたしますので、後ほど事業説明書で御確認をいただきたいと思っております。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農地災害復旧費でございます。5,169万9,000円増額し、5,570万円とするものです。

26ページをごらんください。10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目農業用施設災害復旧費でございます。5,469万9,000円増額し、5,470万1,000円とするものでございます。

3目林業施設災害復旧費です。2億2,419万6,000円増額し、2億9,729万6,000円とするものでございます。

4目農地等小災害復旧費です。640万5,000円増額し、756万3,000円とするものでございます。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費です。6,280万円増額し、7,350万円とするものでございます。

2目河川災害復旧費です。3,900万円増額し、同じく3,900万円とするものでございます。

27ページをお願いします。10款災害復旧費、3項単県斜面崩壊復旧費、1目単県斜面崩壊復旧費でございます。4,800万円増額し、5,850万円とするものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。9ページにお戻りください。歳入の主なものを御説明いたします。12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金でございます。936万円増額し、1,208万5,000円とするものでございます。これは農地災害復旧事業及び農業用施設災害復旧事業における地元の分担金を予定しております。

3目単県斜面崩壊復旧費分担金でございます。816万円増額し、1,026万円とするものでございます。これにつきましても地元の分担金を予定しているところです。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金でございます。196万3,000円減額し、2,023万円とするものでございます。これは地域生活支援事業の補助金内示により減額するものでございます。

4目土木費国庫補助金2,273万7,000円減額し、9,467万8,000円とするものでございます。これにつきましては防災・安全交付金、道路整備交付金とも言います。この配分額の減額によるものでございます。

10ページをごらんください。下段のほう、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金でございます。1,946万8,000円を減額し、2億917万2,000円とするものでございます。これにつきましては地籍調査補助金の配分額の減、事業着手に至らなかった竹林整備事業の減額、それとあわせて園芸産地活力増進事業補助金を新規に申請するものなどでございます。

7目災害復旧費補助金でございます。1億7,222万2,000円増額し、2億1,908万円とするものです。農地災害復旧事業費補助金のほか、詳細については説明欄に記載のとおりでございます。

16款財産収入、2項財産売り払い収入、1目不動産売り払い収入でございます。479万1,000円増額し、479万1,000円とするものでございます。これは旧法勝寺高校跡地の町有地を公益社団法人青年海外協力協会へ売却するためのものでございます。

12ページをごらんください。18款繰入金、2項基金繰入金、4目さくら基金繰入金でございます。353万2,000円増額し、2,957万4,000円とするものでございます。これにつきましては歳出側の歯科保健事業にありました、西伯病院が整備された歯科巡回診療車の購入費用を負担するため、本基金を充当するものでございます。

19款繰越金です。前年度繰越金として5,989万6,000円を増額いたします。

20款諸収入です。5目雑入につきましては321万5,000円を減額し、1億707万5,000円とするものです。これにつきましては有害鳥獣駆除事業の侵入防止柵の申し込みが少なかったということによります購入者の負担金の減額となります。

21款町債、1項町債、2目農林水産業債でございます。400万円増額し、3,100万円とするものです。これにつきましては緑水園給湯施設の更新に係る起債の借り入れとなります。

3目土木債です。410万円減額し、6,620万円とするものでございます。これにつきましては道路改良事業において計画の見直しが行われたため、それに伴う減額となります。

13ページをごらんください。8目災害復旧事業債でございます。2億890万円を増額し、2億4,340万円とするものでございます。歳出でも説明をいたしましたけれども、9月豪雨並びに台風24号の災害復旧に要する経費が、この借り入れによるものでございます。

続きまして、28ページをごらんください。給与費明細書をつけております。特別職の給与費、

共済費の比較でございます。給与費は137万1,000円の減、共済費は2万6,000円の増となり、合計で134万5,000円の減ということになります。主なものにつきましては、その他の特別職、いわゆる非常勤職員の報酬等でございますけれども、これの減によるものでございます。

次に、一般職の給与費についてです。冒頭申し上げましたけれども、人事院勧告による必要額と職員の退職による減額によりまして、給与費と共済費の合計では189万5,000円の減額ということになります。手当の内訳につきましては、お読み取りをいただきたいと思っております。

30ページには明細を示していますので、お読み取りをいただきたいと思っております。

31ページをごらんください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。今回の補正によりまして、中ほどの当該年度中起債見込み額の当該年度予算分の金額を変更いたしております。普通債で3億5,990万円、災害復旧債で2億4,340万円となります。その結果、当該年度末現在高見込み額は、64億7,996万4,000円となります。長い説明でございました。御審議よろしく申し上げます。（「議長、ちょっと涼しいわ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） ちょっと休憩します。再開は2時半にします。

午後2時14分休憩

.....

午後2時30分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

議案の訂正を。

松田副町長。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。先ほど説明させていただきました議案でございますが、議案書にちょっと記載の間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。大変申しわけございません。

議案第79号から議案第83号でございますが、指定管理者となる団体の住所でございます。鳥取県西伯郡南部町の後に「下中谷」が、記載が漏れておりました。「鳥取県西伯郡南部町下中谷606番地」でございます。また後で議案書のほうは差しかえをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

○議長（秦 伊知郎君） じゃあ、継続いたします。

続いて、議案第85号。

町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長でございます。それでは、予算書をごらんいただき説明させていただきます。国民健康保険特別会計です。1 ページ目をごらんください。

議案第 8 5 号

平成 3 0 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 2, 4 2 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 3 8 9, 6 9 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 1 2 月 7 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

平成 3 0 年 1 2 月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

5 ページの歳出から説明させていただきます。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。1 2 4 万 4, 0 0 0 円を増額し、1, 2 2 1 万円とするものでございます。これは調整交付金の基礎データ算出のための委託料でございます。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 1, 2 3 1 万 9, 0 0 0 円増額し、1 億 2, 8 2 3 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。一般被保険者の高額療養費でございます。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金 4, 1 2 7 万円増額し、4, 6 3 2 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。過年度分療養給付費負担金などの返還金でございます。

歳入でございますが、4 ページ目をごらんください。歳入でございます。5 款県支出金、2 項県補助金、1 目保険給付費等交付金 1, 2 3 1 万 9, 0 0 0 円を増額し、1 0 億 2, 7 9 8 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。高額療養費と同額とするものでございます。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 3, 0 1 1 万円増額し、3, 1 4 5 万 3, 0 0 0 円とするもので、前年度繰越金でございます。

以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計でございます。1 ページ目をごらんください。

議案第 8 6 号

平成 3 0 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度南部町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 0 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 9 , 7 9 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 1 2 月 7 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

平成 3 0 年 1 2 月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

4 ページの歳出から説明させていただきます。4 ページの中ほどの歳出でございます。3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目還付金及び還付加算金でございます。3 0 万 8 , 0 0 0 円を増額し、5 0 万 8 , 0 0 0 円とするものでございます。これは過年度分の過誤納保険料還付金でございます。

歳入でございますが、同じく 4 ページ目をごらんください。6 款諸収入、2 項還付金及び還付加算金、1 目還付金及び還付加算金 3 0 万 8 , 0 0 0 円を増額し、5 0 万 8 , 0 0 0 円とするものでございます。歳出と同額とするものでございます。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

引き続きまして、墓苑会計です。予算書 1 ページ目をごらんください。

議案第 8 7 号

平成 3 0 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度南部町の墓苑事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ279千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,179千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月 7日

南部町長 陶山清孝

平成30年12月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....

4ページの歳出から説明させていただきます。歳出です。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。27万9,000円を増額し、118万6,000円とするものでございます。これは樹木の伐採のための委託料でございます。

歳入でございますが、同じく4ページ目をごらんください。1款使用料及び手数料、2項手数料、1目墓地手数料2,000円を増額し71万1,000円とするもので、滞納繰り越し分の墓地手数料でございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金27万5,000円を増額するものです。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金2,000円増額するもので、前年度繰越金でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（秦伊知郎君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村誠君） 企画政策課長です。太陽光発電事業です。1ページ目。

.....

議案第88号

平成30年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度南部町の太陽光発電事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,178千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199,598千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月 7日

南部町長 陶山清孝

平成30年12月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....

それでは、4ページをごらんください。歳出から御説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目維持管理費57万8,000円を増額し、2,470万2,000円とするものでございます。

続けて、2款環境費、1項環境対策費、1目環境対策費60万円を増額し、4,333万円とするものでございます。これは主なものは、消費税申告に伴って公課費の57万8,000円を増額するものと、それから一般会計繰出金、自然エネルギー補助金の件数増加に対応するための60万円を増額するものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。上段をごらんください。4款諸収入、1項収益事業収入、1目売電収入117万8,000円を増額し、5,949万7,000円とするものでございます。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（秦伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原敏夫君） 病院事業管理者でございます。議案第89号、平成30年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。1ページをごらんください。

議案第89号、平成30年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、平成30年度南部町の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。第2条、予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億8,373万5,000円は過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。第1款資本的収入、既決予定額6,529万4,000円に593万2,000円を増額し、7,122万6,000円とするものです。これは第1項補助金に353万2,000円を増額及び第2項企業債に240万円を増額するものです。

支出でございます。第1款資本的支出、既決予定額2億4,611万1,000円に885万円増額し、2億5,496万1,000円とするものです。これは第1項建設改良費に885万

円を増額するものです。

次に、2ページをごらんください。企業債の補正でございます。第3条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正します。

当初予算では企業債の限度額を3,050万円としておりましたが、今回の補正に伴い、限度額を3,290万円といたします。なお、起債の目的、方法、利率、償還方法につきましては変更ございません。

それでは、4ページをごらんください。平成30年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）実施計画でございます。

収入です。第1款資本的収入、第1項第1目補助金に353万2,000円を増額補正及び第2項第1目企業債に240万円を増額補正するものです。

次に、支出です。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目固定資産購入費に885万円増額補正するものでございます。

内容は、8ページの平成30年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）見積書をごらんください。資本的収入の補助金ですが、歯科巡回診療車導入に対する支援の計上であり、企業債につきましては医療機器導入に伴う企業債でございます。

資本的支出の固定資産購入費ですが、医療機器が経年による故障、修理不能となりましたことに伴い、購入機器更新する費用及びミスト入浴装置不足分の費用でございます。

それでは、5ページにお戻りください。平成30年度南部町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。下のほう3番、財務活動によるキャッシュフローには、2列目に建設改良企業債の償還による支出2億938万2,000円があります。平成31年3月31日の資金期末残高は、一番下3,498万3,000円となっております。

6ページから7ページは、平成30年度南部町病院事業会計予定貸借対照表でございます。

9ページをごらんください。企業債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。前々年度末現在高が33億9,991万6,000円、前年度末現在高32億3,484万5,000円に対し、当該年度中起債見込み額3,290万円を加え、当該年度中償還元金見込み額2億938万2,000円を差し引いた当該年度末現在高見込み額は、30億5,836万3,000円でございます。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、議案第90号でございます。議案書

のほうの29ページをごらんください。議案第90号、鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鳥取県町村総合事務組合格約の変更に関する協議について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鳥取県町村総合事務組合格約の一部を変更することに関し協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これは南部箕蚊屋広域連合及び日野病院組合が鳥取県町村総合事務組合に加入し、議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加すること、また、これに伴う鳥取県町村総合事務組合格約の変更に関して協議を行うものでございます。御審議をよろしくお願いいたします。

次に、議案第91号、町道路線の認定についてでございます。

次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは新たに町道として新規路線の認定をお願いするものでございます。路線名、起点及び終点については、議案書に記載のとおりでございます。御審議をよろしくお願いいたします。

次に、議案第92号、町道路線の変更についてでございます。

次のとおり町道の路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは町道路線の変更をお願いするものでございます。路線名、起点及び終点の新旧については、議案書に記載のとおりでございます。起点の変更はなく、終点の変更を行おうとするものでございまして、路線の延長をお願いするものでございます。御審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、会議規則第54条の規定するとおり、疑問点のみについて行ってください。また、個別質疑につきましては、予算決算で行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第67号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑ありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続いて行きます。

議案第68号、南部町税条例の一部改正について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） それでは、議案第69号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続いて行きます。

議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について。これは南部町農林体験実習館であります。ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議長、議案第70号と71号、南部町農林体験実習館並びに南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場、どちらも関連するんですけど、いいでしょうか。できなければ、これどちらも質問いたします。

質問の第1点は、細かいことは委員会で聞くのですが、町長もおられるのでここで聞いておきたいことの一つは、今回、指定管理の文書等、議会に閲覧で上がっております資料を見たところ、今回の指定管理は、管理者になる団体が株式会社スマイルキューブということになっています。金額が、オートキャンプ場が120万9,000円、体験実習館が165万1,000円、1年当たりですね。これ間違いないかどうかの確認です。説明受けていないので、ちょっと確認をするんですけども、そこで、これまでこの2つですね、2つ言ってもいいでしょうか、別々にやりましょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 別々にやってください。

○議員（13番 真壁 容子君） わかりました。この農林体験実習館について言えば、今回の指定管理料は1年間当たり165万1,000円になっているということは業者の文書等を見て出ているんですけども、今まで町とすれば、この体験実習館に1年間当たり514万3,000円、これ平成30年で見たらこの指定管理料が支払われているわけです。どうしてこのような金額になっているかということの説明が要ると思います。

その説明するときに、なぜ私たちがこの説明求めるかということ、指定管理は町の財源からいって高く払うより低く払うほうがいいと、財源的に考えたらですよ。そうかもしれませんが、一方、これまでここを、指定管理を受けていた株式会社緑水園というのは100%町が出資している会社になるわけですよ。とすれば、この緑水園の問題点があるということは、町がその問題点をどのように考えるかということになるわけですよ。町が100%出資している会社ではなくて、ここにこれまでの金額の半分以下の金額で指定管理を行っていく。こういうふうになった

原因と、そこを選んできた意図というのは何なんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。まず、金額のことについてお尋ねでしたので、私のほうから回答いたしますと、募集の段階でこの金額、農林体験実習館におきましては165万1,000円という指定管理料で募集をかけております。以前は、その施設につきましては、緑水園一体で指定管理、株式会社緑水園が施設周辺一帯で指定管理をしていただいております。そのために経費の案分というところで、指定管理料をそれぞれの建物で算出というものまでに至っておりませんでした。今回、新たにその施設の特性ですね、そういうものを加味した結果、公募ということに踏み切ったわけでございます。その際には、やはり固定経費というもの、そういったものを積み上げて今回の指定管理料としてさせていただきました。以上でございます。

（「数字ほどは確認したんです。町が100%出資している株式会社の緑水園ではなくて、ここに持っていく意図とは何なのかというの聞いてるんです」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。3年前になりますか、レストハウスの指定管理が一つの契機だったと思っています。その後、緑水園が受けていました森林公園等一帯を南さいはく地域振興協議会に委託をかけたか、指定管理にかけたか、もともと緑水園が緑水湖湖面全域の管理をしておりました。その中で、あの周辺でお客さんを誘客をして緑水園を使っていたと、こういう形でこれまで経営してきたわけです。その形態というのはずっと形としては残っていますけれども、社会の変化とともにその形が続けられなくなったということが一つの原因でございます。

今、進めていますのは、緑水園が本来何をしなければならぬのか。それは私たちが緑水園に何を求めているかということでございまして、やはり食と泊、泊まる、そういうことをまずは原則としてやっていただきたいなど、こう思っています。このあたりのことにつきましても緑水園と十分な協議を進めながら進めていかなきゃいけません。今回は、オートキャンプ場を指定管理に出すと。2つの施設ということになってますけれども、管理施設になっておりますので、これは実質上の一体的な施設ということで、こもれび工房とオートキャンプ場を一体的に指定管理の対象としたものです。

それから、先ほど課長のほうが金額のこと言いましたけれども、多くは自家水源をオートキャンプ場は持っておりました。その自家水源を今度はやめまして、入蔵の水源からの引き込みということで安定供給をしたために、水源地の管理だとかそういうことも落ちたということも一つの原因ではなかろうかなと推察するところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの話は、以前の全協等でもお聞きしてきたんだと思うんですよ。

よくわからないのは、町長、町が100%出資している緑水園が、運営が困難になった場合には、これはもろに町に影響が当たってくることなんですよ。とすれば今回、今まで出していたところを分けてでも他の団体に、他のところに持っていったほうが町にとってメリットがある。これは緑水園にとってもメリットが来ないといけないと思うんですよ。その辺の説明どうなるんでしょうか。

例えば今回、自家水源のこともあるというんですけれども、半分以下になったことによって、ということは、緑水園全体の指定管理費が下がってくるんですか、下がっていませんよね。次、言いますが上がってきています。それを考えた場合に、一体、町はどのような目的と方向性を持って、緑水園とその一帯のこと考えてるのかということ疑問に思うわけなんですよ。

だから、お答えいただきたいのは、ここに出すことによっての、町にとってのメリットは何なのか、緑水園にとってのメリットは何なのか、これ金銭も含めてお答えいただきたい。どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。先ほども言いましたように、過去からの長い流れの中で、指定管理であったり、指定管理という年数というのはまだ10年ぐらいでしょうけれども、そのもともとのあり方の原点は、やはり緑水湖を中心にあの周辺全体を緑水園が管理運営してきたということに原点があると思っています。しかし、現実これから先々、その管理運営手法ではできないということはもう明らかでございます。それは緑水園周辺に訪れるお客様の形態や、人数も既に大きく落ちてるとということが一つの実態です。

それから、オートキャンプ場の利用数につきましても、ほぼ増減がないという現状があります。これは前回、9月議会で申しましたけども、今、非常にオートキャンプ場のキャンプに対する利用者、利用する熱というのは非常に強うございます。ですから、一般的にそのことを今の住民のニーズに合った、利用する方のニーズに合った形態にすれば、住民の皆様の利用するお気持ちも、利用することも多くなろうと思いますし、外部から入っていただくこともふえるでしょう。そのことは、最終的には緑水園の食であったり、利用する人の増にもつながろうと思っています。

こういう関連する一つ一つの施設がそれぞれの得意な部分を伸ばしていくことによって、ひいては緑水園の利用を伸ばしていくということを町としては考えています。もちろんすぐには変化

はいたしませんので、緑水園の今回、今期の部分は、先ほど真壁議員ありましたように、500万円というお金というのが、その中にどういう理由であれ、緑水園の経営の中へ入ってきたわけですから、その分についての損害につきましては、これは経理上明らかにしながら、最終的には町の負担と、支出ということになろうかもしれません。これにつきましては決算の状況を十分に見ながら、また議会の皆さんにお諮りしたいと思いますけれども、どこかでこのことをしなければマンネリ化したこの経営の中で、最終的に住民の皆さんに大きな御心配や損害を与えるということがあってはなりませんので、今考えられる最善のすべをするべきだろうということで、判断で至ったものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、このオートキャンプ場とそれに関連する施設というのは、つくるときも賛否両論がありました。見通しあるのかという点ですぐ行き当たったのは、結局、採算とれなかったから学校給食に使っていくとか、そういうことあったわけですよ。とすれば、今回、株式会社緑水園に全部任せてくるというのは一つの選択方法で、私、やむを得ない方法であったのかもしれませんが、今回そこに一定の軌道修正加えるのであれば、町が今までやってきたことの総括が要ると思いませんか。幾ら言われても行き当たりばったりなんですよ。少なくとも今回、株式会社緑水園という100%町が出資した会社ではないところが入ってきます。そういうときになったときに、町がどこまで全体の責任持っていくのかということもわからない段階で、私たちは、はい、そうでしょうかとわかったことにならないんですよ。

そういうことを考えたら、少なくとも今議会に、以前から言っていますが、緑水園全体でこれまでの総括分を出す。言ってみれば、指定管理の審査の内容を見たらひどいこと書いてありますよ、オートキャンプ場の現状がどうであったか。これはひとえに緑水園の責任とイコール町の責任になってくるんじゃないですか。そういう管理やずさんなことを放置したまま、誰かに頼んだらまいこといくのだろうというのであれば、これでは議会が幾ら金額が少なくなったといっても認められないという意見については、どのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。確かに全てが緑水園の経営責任だとかというつもりは毛頭ありません。あのダムの開発や、そこにダム開発以前から住んでいた皆さんの長い思いもあそこには込められていますので、西伯町からの引き継いで、今、私もこの席に立たせていただいていますので、南さいはく地域の皆さんが思ってる願いをこれから先々もできるだけつなげていかなくてはいけないという思いには変わりありません。

しかし、そうはいつでもいろいろな状況の変化に、その時々で最善の策を試す、やってみるということは必要でございまして、それを今回、指定管理という手法の中で取り入れました。これが初めてではございませんで、先ほど言いましたように、レストハウスを指定管理に出したときに既にそういう競争原理の中で、あのレストハウスを有効に利用しようということで取り組んでいます。今、受けていただいていますマコモタケ組合の皆さんの御努力によって非常にたくさんの方が来ておられるというぐあい聞いておりますので、ぜひ次のオートキャンプ場もそのような、これまで以上の利用をしていただけるのではないかと、このように期待してるところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続いて行きます。

議案第71号、緑水湖オートキャンプ場についてであります。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの続きです。これは緑水湖オートキャンプ場のほうについて言えば、今回120万9,000円ということをや業者のほうから指示があったと。これまでは104万でやっていたということですね。金額については上がった段階での指定管理の計画になっているという点ですが、町長、先ほど言った、今回、南さいはくの問題については、ダム周辺の方々の強い思いもあって最善の策をとって行くのだといいますが、今までの管理状況見とって、南さいはくの人たちのあの地域への思いを南部町が受けとめて経営し、あの辺を管理しているということは考えられないというのは誰の目にも明らかです。そういうことを考えた場合、どこに問題があったのかということを経括する必要があると思いませんか、何回も言っております。その中で、総括する中で、今、この株式会社スマイルキューブに出すことが最善の方法だとわかることを示していただきたいと思うんです。

その一つに、今回、緑水園ではなくてこのスマイルキューブになってきた、一般指定管理の公募になったわけですね。この指定管理の公募についてはほかにもあったのかということも聞きますが、どうでしょうか。いわゆる競争原理だとおっしゃいますが、どのような競争をしてこのようなスマイルキューブに決まったのかと、その経過も教えてください。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 指定管理の経過につきましては、また担当課のほうから御説明すると思えますけれども、私は総括として、これを緑水園がこれまで管理してきたことに対して総括する

気持ちはありません。そのときそのときに一生懸命緑水園は緑水園の立場で管理してきていただいたんだろうと思っています。竹するめもあそこで一生懸命やっていただきますし、南部町を代表する特産品に育ってるということも間違いのない事実でございます。その中で、緑水園さんにも産業課を通じまして、オートキャンプ場の指定管理というものに立候補していただくようお願いをかけましたけれども、経営上の問題であつたらうと思いますけれども、最終的には手を挙げていただけなかったということでございます。

指定管理料の大小よりも、その効果を発揮してもらわなければいけないと思ってます。ほんの数年前にもあそのオートキャンプ場の改修をやったままでございます。ひび割れたくど等を直したばかりでございます、今であれば有効に使えますけど、このまま投げっ放しにしていけますと、また使われないまま劣化をしていくのは目に見えたことでございます。できるだけ南部町にありますそういう価値のあるものを、さらに力のある人または能力のある人、技術のある人が磨いていただいて、その地域全体の活力の増進につなげていただきたい、そういう思いで指定管理をしたところでございます。

詳細につきましては担当課のほうから御説明します。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。公募のほうの担当してますのは総務課でございますので、お答えしたいと思います。

オートキャンプ場、それからふれあい広場の公募を行いましたところ、このスマイルキューブ様1社の応募がございました。以上、報告しておきます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1社でどんな競争原理が働いたんですか。そこで聞きたいんですよ。競争、民間が入ってくる、民間ノウハウをする、どういう競争原理が働いて、町にどんなメリットがあったというんですか。

それと、町長、総括するつもりないって町民怒りますよ。指定管理というのは、本来であれば指定管理料をこちらが払わなくても、採算性がとれるように民間が入ってくるようなところを使っていくのが、政府が示した指定管理だったわけですよ。ところが、うちの町では業者が来るにも、もうからないから指定管理料払って管理してもらわないといけなくなったわけですよ。そしたら、金の大小じゃないなんていうもんじゃないですよ。まさにそこにお金出していくんだから、そのお金に対してどうだったのかということと、今後それを続けていっていいのかどうか。言ってみれば、指定管理していってお金出していって経営をしているとか、赤字が続いてるとい

うことですからね。それを維持していただくの町の方針がなければ住民が納得しないんですよ。その中で会社つくっておきながら、その中の一部をよそに出していくというんですから、これは説明しないといけないことやと思いませんか。

それも会社がどんな競争原理かという、緑水園入れてではなくて、単独の1社に持って行ってしまふ。ここでどんな競争原理が働いて、町にとってメリットがあるといっても、夢を語るにすぎないではありませんか。それが今までの経過が物語ってると思うんですよ。厳しいようですが、今回、緑水園も含めて全体の指定管理を行うに当たって、金額の妥当性も含めて、一体、町にとってどのような努力がなされてよかった点、どのような点がいけなかったのかということ出してくる必要があると思いませんか。株式会社緑水園だけの責任しておくことでないし、緑水園に責任があるというのであれば、緑水園に株式会社、その総括分を出させてくださいよ。どうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。選考中の文章を、どういう提案があって最終的にどういう選考結果であった、結果だけはわかりますけども、どういう提案があったかいうところの細かいところまで私はわかりませんが、例えば新たな一つであっても提案があるということは、私は一つの進歩だろうと思ってます。競争原理というぐあいには言いましたけれども、1社では競争ではないということをおっしゃいました。しかし、同じ状況を、同じことを繰り返すよりも、何か新しいことを一つそこに取り組む、このことのほうが大きな価値があるのではないかなと思ってます。3年間でございますので、今回、指定管理の承認をいただくという企業も一生懸命やろうと思っています。それがもし、皆さんの御承認がいただけないという状態であれば、ぜひともまた次の方の指名ということになりますので、ここに本当に競争指名の大事なところがあると思っています。指定指名ではなくて競争するということは、3年後に結果を出さなくちゃいけないというものがあるわけございまして、そういうところに夢を語っただけではなくて、これから本気の経営というものが請け負った方々たちもあるわけございまして。そういうところに私どもは期待もし、その波及効果が緑水園や、緑水湖の周辺に及ばせていただくということが次の指定管理につながるだろうと、このように思っています。大きく期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 何回も言いますが、大きく期待していることをやってくれるだろう、3年間でいけんかったらまた考えたらい、この行き当たりばったりではもうだめだと言っ

ているんですよ。少なくとも、今回、議案出してくるについていえば、まずやってほしいこと何回も言っていますが、町長、今まで町はこの2つで618万出しとったのを二百何万でよかったということについては総括が一つ要るんですよ。どうして町は、言ってみたら十把一からげで緑水園のお金出していました。今回これを是正したいというふうに言うのかどうか、そういう説明もなくこういうことやってきてるんですよ。もうちょっと言えば、そういうふうのできるであれば、もう、うがった見方ですよ、言ったら緑水園全体をほかのところにやったらどうなんかということになってくるじゃないですか。なぜそれができないのかということですよ。私はちゃんと町が向き合っていないからと思ってるんですよ。株式会社緑水園、どこに問題点があるのか、町としてどういうこと補強するために指定管理料出していくのかということの説明が要ると思いませんか。そういうものは何らない。口頭で言われてもわからないので、ぜひそれを文章化して出していただけないでしょうか、この議会中に。いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。この議会中にそのようなことをできるような時間ありませんし、そのような考えはありません。ただ、緑水湖周辺の課題について今後どうしていくのかということについては、しっかり時間をかけながら検討することは必要だろうと思っています。何度も言いますが、同じことを繰り返していたのではいけないというのが私の信念です。常に新たなものを、風を入れるチャンスがあるのであればそれにかける、そしてそれを検証しながらさらによいものにしていく。夢を語っただけでは何になるのかということであれば、同じことを繰り返していけば、じゃあいいのかということになろうと思っています。お金の大小の、ばっかりのことではなくて、緑水園にかけた皆さん方の思いも引き継がなくちゃいけません。あそこは私にとって南さいはく地域の小さな、また大きな拠点だろうと思っています。それを存在して生かしていくためにもオートキャンプ場を失敗させるわけにはなりませんし、オートキャンプ場の形だけを残して全くお客さんが来ないようなことはしてはいけません。今、いい風が吹いていますので、ぜひ有効に利用して、町民の皆さんに喜んでいただきたい、こういう思いでやっていますので、よろしく願います。

○議長（秦 伊知郎君） 3回なりました。あとは委員会でよろしく願います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続いて行きます。

議案第72号、公の施設の指定管理者の指定について、これは高齢者自立訓練センターです。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第72号についてお聞きします。

72号だけではなく、他の公の施設の指定管理全般についての考え方を聞くことになると思うんですが、町長、例えばこの南部町高齢者自立訓練センターでは、前回、平成30年度の指定管理料は60万円、これ間違いないですね。確認をします。それで今回73万4,160円と、あっこに書いてある金額というのは、指定管理の資料というのは、先ほどの答弁で聞いていてわかったのですが、相手側がこれでやりたいという指定してきた金額だというふうに理解しておりますが、それでいいでしょうか。

となれば、例えばここだけではありません。今回出てくる指定管理の指定についても、3年間に1回の指定管理の見直しで、指定管理料が1つだったかな、除いて上がっています。これの根拠になることですね、考え方、指定管理とその指定管理料が上がってくるということについての考え方についてちょっとお聞きしたいと思うのですが、町長はどのようにお考えでしょうか。本来、指定管理というのは町がするよりも経済的な面とノウハウによって民間であることが効率的だと言いながらこういうふうになっているのですが、3年ごとの更新で上がってきているという現状ですが、主にどういうことが原因で、どのような考え方でこういうふうに向こうが提起していくのだと、それを町も了解してるということですよ。基本的な考え方についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。金額の提案をどのようにしてるのかにつきましてはまた担当課長のほうから説明させますが、指名指定については、私はほかに行政以外にする方がないことに限って、そしてそこで運営するのに一番ふさわしいだろうと想定する人に限ってやりますので、これは額の問題につきましては、お互いに協議がなされた上での結果ではないかなというぐあいに思ってるところです。担当課のほうからどのように出しているのか、または協議はどのように行ってるのかについては後ほど説明させたいと思っています。私からはあくまでも、一番町内の中または一番使う上で地元のことがよくわかって、この公共施設を有効に使っていただける方を指名指定していると、このように考えています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。（発言する者あり）金額の決定ですか。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 金額の決定ということですが、今回の指名指定につきましては、相手方の意向が最優先されているものでございます。金額がアップしている部分につきまし

ては、来年度からの消費税のアップ分も加味されているというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 詳しいことはきっと担当課が委員会で、聞いてお答えになると思うんですけども、ということは、今回の指定管理の指定で3年ごとに上がっているのは、主に消費税だということですか。そうですか。例えば恐らく、これは人件費は関係ないわけですか。そういうこと聞いてるんです、例えば3年ごとに恐らく町と協議していきながら上がっていきたくらうというのは、どういうことを見越して、ほぼこの金額ですね、大体妥当性のあるパーセンテージの引き上げというのは何を根拠にしてやっているのかということを知りたいんですよ。これが全体的にわからへんかったら一つ一つ全部聞いていかんといけんことになるのかなと思うんですけども、おおよその考え方というのは、向こう、相手側は、例えばこの議案でいえば、伯耆の国の理事のほうは何を根拠にこれだけ上げてくれと言ってきたわけですか。全部違うんだったら全部聞かないといけないと思うんですけども、基本的な考え方ってあるからこうなっているのかなと思って私は聞いてるんですよ。それぐらい金額とすれば指定管理料上がっているものですから聞いてみますが、どうですか、消費税ですか。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後3時19分休憩

午後3時23分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。今、真壁議員おっしゃっていますのは、今、指定管理の相手先からの出た予算でございまして、今後、予算編成する中で査定が入ってきます。それには財政当局の判断もございましょうし、各課の担当課の判断もございましょう。そういったことから金額を積算してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 確認です。とすれば、先ほど議会のほうに出てる資料で2019年から3年間の金額というのは、あれは決まった金額ではなくて、指定管理側が要求してきた金額だと。でも、そのことをお認めになった責任というのは私が指定管理者だったら当然言うんですけど、そういうふうに。あんた、これで認めたやないかって言うんですけども、変わり得る可

能性があるというふうに理解してていいわけですね。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。おっしゃるとおりだと思っておりますけれども、基本、向こうからの提案金額を皆様方にお示ししておりますので、その後、これから先の協議ということに入ってこようかと思っておりますので、その中で詰めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について、これは介護予防拠点施設です。なしですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第74号、これはふるさと交流センターです。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第75号、おおくに田園スクエアです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について、おおくに農山村広場です。なしですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第77号、おおくにコミュニティ運動施設です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第78号、地域農産物加工施設えぶろんです。なしですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第79号、自然休養村管理センター緑水園です。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第79号に出てくる自然休養村管理センター緑水園は、79号以下80号から5号が全て、ほかの資料を見ても同じように扱われておりますので、この全体の問題点として指摘させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか、議長。

○議長（秦 伊知郎君） 審議は個別にやりますけど、トータルでの質問を許します。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回、これも同じことを聞いています。この資料の中身のやりとりで、これまで、というのは平成30年ですね、ここに出てくる5つの施設にどれだけの指定管

料を支払ってもらってたんですかということに対して、ここの指定管理者の責任者の方が5施設で約1,925万円だというふうに答えています。これを知りたくて、私は平成30年の指定管理料を見たら、ほぼそれぐらいになるのかなというふうに思いました。この数字がもし違っていたら、担当課指摘してください。5施設で1,925万。今回の指定管理料では2,768万7,000円。その差800万ちょっとふえてきてるんですよ。町がつくったものだから大事にしていくというのわかるんですけども、町長も述べられているように、ほぼ議員も共通した思いを持ってと思うんですけども、なかなか整備し切れていないところと、いわゆる誘客運動がマッチしていない段階で非常に厳しい経営に迫られていることは確かだと思うんですよ。それをどんなふうにしていくのかということの方針が見えてこない、なかなかこの指定管理料についても住民理解得ていくの難しいのではないかとこのように思っているわけなんです。

この一方で、先ほどのスマイルキューブの登場ですよね。そういう中で、町長は、一方ではそういうふう言うんですけど、夢をと言うんですけども、総括をしないと言いますが、その一方でこういうふうな現象が出てきている。これも先ほどの答弁のように向こうが言ってる金額で、金額まだ定まらないと言うんでしょうか。それにしてもこの差、これぐらいの金額の差で違ってもとに戻せるというのはほぼ不可能だと私は思っています。そうですね。そんなことできない。そういうこと考えた場合、町長、これはどういうふう考えていくべきだと思いますか。3年たった段階で、次、どうしていくのかという問題ですね。それも考えたら、恐らく指定管理料は下がると思えない。この時点で唯々諾々と続けるとはいけないというんですが、そういう意味でいえば、町が問題点どこなのか、株式会社の緑水園、問題点どこなのかということを確認していく必要があると思いませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。議員が初め金額のことを言われましたので、お答えします。

5施設で1,925万円がこれまで、今年度まで出ております。それと、2,768万円何がしと言われるのは今年度の申請の金額だと思いますが、まだこの金額につきましては、先ほども総務課のほうからも答弁がありましたように、あちらの希望といいますか、根拠を添えての提示でございます。これからまたその必要額につきましては協議をさせていただくという予定になっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。緑水園のことでございますので、これは先ほどから

申し上げてることと同じでございます。あの地域の中の、地域というか、あの周辺、緑水湖周辺の一番のコントロールタワーだと思っています。そこで求められているものが何なのか、どれだけの収益を上げて、どれだけの支出をするのかということが非常に、今までは余りにも広範囲だったと思います。例えばオートキャンプ場をやったり、前であつたらレストハウスの運営もやったり、森林公園のあのあたりの管理もしてもらってました。それを今、少しずつ本来の形の緑水園の泊まることと食事ということと、それからもちろん先ほど言いました緑水湖周辺の中心的な施設としてのコントロール機能というものがやはり求められてるだろうと思っています。

多くの町民の皆さんは、あそこで食べることに、それから夜の会合等に使えること、こういうことに大きく期待されてるんじゃないかと思っています。そういう面で、どれだけこれから期待にこたえていただけるのか、経営上の問題も含めながら、それは今後緑水園と十分相談をしていくことになるだろうと思っています。

また、今後の改修だとか改良だとか、そういうことにも出てきます。これにつきましては、今、一般質問等で御質問をいただいておりますので、またその場をかりながら議論を深めていきたいと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 緑水園の詳しいことは、板井議員が一般質問すると思うんですけども、私がこの指定管理で知りたいのは、今回緑水園でいいましたら、2019年の資料を見ましたときに、緑水園側が求めている金額が2,350万7,000円なんです。それも確認です。そうですね。あとのアリーナ、研修センター、バンガローほとんど金額変わっていません、少しふえてますけども。ということは、400万近いお金が緑水園の運営で足りないんだと言ってるんですよ。これをつくった株式会社が言っていて、町がそれを人ごとみたいに、今後相談するんだというようなこと通用しますか。もしかしたら人件費が足りないかもしれませんよ。何らかの形で運営ができないから300万、400万ふやしてくれと言ってるんじゃないんですか。そのことが余りにも人ごとなんです。緑水園が、株式会社緑水園考えてなくて、私たちは議会ですから、議会がお金を出してることを聞いてるんですよ。とすれば、町長、今緑水園がこういうふうに指定管理費の増額求めてきてるのは、何が足りなくて、どういう状況だからというふうに捉えていますか。それをちょっと聞かせてください。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。緑水園の、今度どのような計画を立てて、これからの3年間どのような経営をされていくのかということは、私はまだ見ていません。したがって、

その内容に十分に符合するものであれば、これは予算として私どもも議会に相談しながら提案しなくちゃいけないと思ってます。これはあくまでも指定管理の想定額というんですか、あちらのほうの額でございますので、これから予算を要求するときであれば、きちんとそれに対する緑水園のどういうところに経費を投入して、どういう利益を上げていくのかということの御提案があらうものと思っています。そういうことを加味しながら3月にその予算を上程したいと思ってます。今回は指名指定としてお認めいただきたいと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） それこそなし崩し的って言うん違いますか。町長、指定管理出たけれども予算で見てくれというのと、指定管理の議案をそのとき一緒に出してきてくださいよ。私たちはどうあろうが次の指名指定で緑水園ということをここで決めるんですよ。だから聞いてるんですよ。そのときにどんな提案されたか知らないというのは、町長、無責任ですよ、それは。そう思いません。少なくともその説明をいただきたい。それで、指名指定で審査委員会で、お金使って審査委員会もしてるんですよ。それなのに決めたことはおいといて、次の予算だってこの金額もどうかわからんというんだったら何のために指定管理の委員会開いてるんですか。議会軽視も甚だしいですよ。であれば、議長、この説明ができなければ、今回の指定管理の分は3月に回したらどうですか。どうですか、町長。そんな理屈は成り立たない。少なくとも、本会議でなくてもいいですから、委員会等でその説明がちゃんとできるようにしてくださらないと、賛成する議員もどうして賛成するんですか。中身わからんと言われて賛成するわけじゃないじゃないですか。どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 私がわからないと言いましたのは、経営の、どういう方向で経営をするのかという内容の審議の中に私は入っていませんので、そのことについて私は内容の審査もしていません。第三者の審査機関に委ねて、その機関が、これは間違いないというところの審査機関の意見をもって、私もこの議会に提案したものでございます。十分な内容があらうと思います。そして必要経費につきましては、経費については3月議会で予算として提案する。先ほど総務課長が言ったように、あくまでも指名指定の、出された会社側の希望額ということで今回は提案してると、中に書いてあるということでございます。私も中の審議の内容を全て承知してやっているわけでありませんが、あくまでも十分な御経験のある審議会の皆さんに委ねていますので、自信を持って提案してるところでございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続いて行きます。

議案第80号、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第81号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第82号。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 一つ、町長にこの議案の提案の仕方ということについて質問したいんですけども、やはり議会で今この指定管理の議決を求めますけれども、そこにはその指名指定ということと公募という募集の仕方は違うにしても、ある意味、31年から向こう3年とか5年間とか、業者、そのこの団体と委託契約、指定管理の契約を結ぶわけですよ。そうした場合に、やはり幾らでこの業者と契約するというものを、本来、金額があって指定管理にどうでしょうかという提案の仕方というのは、何か理由があってできないもんなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。提案に何ぼの額でどういう契約をするのかという提案ができればいいんですけども、南部町のこれまでやってきました指定管理のルールというのが、そういうやり方で来たということでございます。したがって、この指名指定に限っては、審査会は当然通していただいています。審査会でその額についても、審査会の中で審議をいただいとると思いますけれども……（発言する者あり）ええ、審議の中でですよ、指名指定についても審議会の審議をいただいております。

ただ、額については先ほど総務課長が言いましたように、これから予算の、本当にそのものができるのかできないのかということも含めて、予算については今後決定していくというルール、やり方になってるということでございますので、これだけは御理解いただきたいと思っています。今ここで100万円、3年間まとめて100万円という契約をしてもいいかという提案ではなくて、相手方がこれで間違いはないか、根拠としては審議会の、第三者委員会の審議の結果ということになってますので、そのあたりの御審議を十分をお願いしたいと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） ただ、委託料というものについては、審議会の審査は受けますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 実際にこの審議会の担当してる者がここにいませんので、中途半端なことを言っではいけませんけど、今、聞いたところでは、額についての審議会の審議をいただいとということだそうです。ただ、その中身について、今後予算として変更することもある。その変更した額について審議会にかけるとはならないということだそうです。だから、その辺のルール、やり方については一定の方法を持ってるようでございますので、委員会等でそのことには、聞いていただきたいんですけども、ここで私が思っていることは、町としては、指名指定については、ここで希望業者が、業者さんというか指名指定受ける人が、御自分で積算された額を審議会のほうに提案し、審議会のほうは、まあいだろうと言われた額をここに提示しているものでございます。その中で、審議会の中でも、いや、高いだろうと、安いだろうという御審議結果もあったらうと思いますので、またそのあたりのところにつきましては、個別具体的に担当課のほうがまた説明すると思いますので、よろしく願います。（「最後です」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） そうしますと、審議会が出した、認めたこの金額、高いとか安いとかという審議会の意見は十分尊重して予算を組んでいくという考え方でよろしゅうございますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 審議会の意見も参考にしながら、またやっていただく方の御意見だとか、何を増強したいのかということもあろうと思いますので、そのあたりは十分に担当課のほうと相談しながらやっていこうと思っています。今回の指名指定の内容につきましても、あくまでも相手の、請け負っていただきます会社のほうからの出された額をそのまま提案してるということだけは御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続いて行きます。

議案第83号、公の施設の指定管理者の指定についてです。これはバンガローです。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 公の施設の指定管理者の指定の最後の議案で聞くんですが、先ほど、これ南部町のバンガローの件ですが、バンガローも含めてです。先ほどの件ですが、何回も言うように審査に出された金額が指名指定の場合は変わる場合もあるというのおっしゃるんですけども、私は、変わる場合があるというのは、指名指定の場合はやっちゃったら、指名委員会何

だったのかということになると思うんですね。

それで、参考までにお聞きするんですけども、今まで過去にこういうふうに表示されて、その金額を違えて予算組んできたということあるわけですか。私たち、今まで目を通してきた中で、振興協議会といえども金額が違ってたってあんまり見たことないんですよ。気がついてましたか、そういうことやったんだと。少なくとも指名指定についてはとおっしゃいますが、先ほどの一般公募の民間業者が入ってきたときも、大っぴらにそのような考え方が本会議で話しされてるというの、これは町の信頼、信用にかかわることやと私は思うんです。そういうこと話してると思うので、何回もしつこく言ってるんですけども、ここはきちっとしとかないといけないと思いませんか。

それと、もう一つ、契約書はいつつくるんですか。今回出された、12月議会に出された分の指名指定の契約はいつですか。教えてください。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。指名指定であったり、それから競争による指定管理の選定方法の議論をやっていますので、これにつきましては今、南部町がどういうやり方でやってるのかということを中心に文章にしたものを、やり方というものを皆さんにお示しをして御理解をいただきたいと思えます。私もその中に参加していない中で、余り自信を持ってここで答弁できませんので、正しいものを。ただ、どうも、今申しましたように、指名指定についてはこの額が確定したもので提案はしていないということは間違いないようございまして、変更の可能性もあるということで、これまでもやってきたようございまして。変更があったかどうか、変更の事例があったかどうかは、担当課のほうでわかる、産業課わかりますか、事例があったかどうか。（発言する者あり）また調べて、それについても委員会等で調べさせますので、よろしく願います。

○議長（秦 伊知郎君） 委員会等での答弁ではだめでしょうか。よろしいですか。（発言する者あり）

次、行きます。

議案第84号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第4号）。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 細かいことは委員会でもうとして、総括的なところで伺ってみたいと思いますが、まず地籍調査についてちょっと伺います。

この地籍調査を進めていく上で、町長はこれからどういうふうに進めていこうと考えているの

かという質問をしたいと思います。といいますのは、我々南部町議会は年に1度、住民の声をきく会というのをやっておりまして、その中でさまざまな要望が出ておりますが、地籍調査にかかわる要望が非常に多い。特に関係する町民、住民は、いつやってくれるんだと首を長くして待っておられることも町長はよく御存じだと思います。現在は33.3%の進捗率で、これは私、低いと思っております。

今回はまた2,500万の減額ということで、一体これはどういうことなんだろうかというふうに私は思っております、例えば国が1年間に7,000万上げるからこれだけの面積をやってくれよと、でもこのぐらいしかやらないから、言葉が悪いんですけど、とろとろとろとろやってるのかどうか知りませんが、その分は返さなきゃいけないのか、そういうことも含めてこれからどういうふうに進めていくのか、そこを伺いたい。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今の完成したものが33%という数字で、非常に県下の中でも余り胸を張って言える数字じゃないということを残念に思ってます。

一つには、私も出るところでそのように言われます。人口が減少して、人がたくさん住んでるところの境界というものが問題ではないかという御意見もありますし、山の広大な中の境界がわからなくなって、これが紛争のもとになるという御意見もいただいております。そういうことも全て含めながら、どこかで順序であったり考え方を私もまとめなくちゃいけないなと思っております。

これから先々、今のような、山林が多く占める南部町のような場所で、今の方法と同じようなことをしてても、まだ100年でもかかるんじゃないかというぐあいに思うわけですし、そんなことをしていたらできるものもできなくなるという焦りも正直なところ私も持っています。新たな情報等も含めながら、もっと簡易に山林等の地籍調査というものが進められないかどうか、また手間であったり法勝寺であったり、それから団地の中もそうでしょうね。そういう比較的密集して境界の紛争があり得るだろうというような場所を優先して進めていくという手法もあるかもしれません。

ただ、急にハンドルが切れないのは、今既にもう着手してたり計画を国に対して申請をしていたりしてる場所もありますので、このあたり慎重に取り組んでいきたいと思っております。この地籍調査に対する予算要求についても、全国町村会の中でもなかなか額が足りなくてつかないという問題もありますので、そういうところにつきましても県を通じて要望したり各全国大会で要望したりしながら、できるだけ早い進捗を進めていきたいと、このように思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいでしょうか。

9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 9番、景山です。白川議員の続きみたいな、そして町長も少し触れられましたけども、今温泉、法勝寺高校跡地の複合的な福祉施設ということで、法勝寺の町ながこれから変わってほしいという期待を胸に抱いて、事業の進捗に期していらっしゃると思うんですが、実際その地籍調査できちんと土地のほうの確定がなされていないと、多分土地の売買、公共だと少々お金をかけてでも測量やってということになるでしょうけども、民間だと多分土地代と測量代が同じとか逆転しちゃうみたいなことがあって、かなり動きづらい状態になっております。これ多分何年間もかかるので、この期待と現状の差というものをどういうふうに考えておられるのかということ、そして今後この地籍調査についてどういうふうにしたいのか、もう少しだけお答えいただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。先ほどの話と同じような答えになるかもしれませんが、地籍調査は一度入ると数工程の中で長い年月がかかります。その年月を既に計画を組んでやるわけですし、今すぐにじゃあ、今やっています、例えば猪小路を今やってるんだけど、これはここでやめておいて法勝寺を優先しようということには急激にハンドルが切れない。少し見直しの時期もきっとあろうと思いますので、その場で、その時代にあって今本当にどこをするんだということの、もう一遍議論をしたいと思います。今言われましたように、人口の密集したようなところで問題も発生してるようでございますので、そういうところを重点的にするべきなのかどうかも含めて、もう一遍そういうチャンスを使いながら、見直しを含めてやっていきたいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 4点あります。

1点目、歳入のところで2点です。9ページ目の分担金及び負担金のところで農林水産業費分担金、補正額936万、単県斜面崩壊復旧費分担金816万、計1,752万円の分担金が今回補正予算で歳入として上がっているわけです。これ御存じのように、分担金というのは災害復旧で住民から分担、お金をいただくという点ですね。この中を見れば、15%から20%が本人負担となっていると。そういう意味では、あとの85%、80%が、国、県、南部町が持つという

制度だと思うのですが、町長、私は、この災害で特に農業が今、農業やっててもお金が黒字になるわけではない。単県斜面というのは御存じのように、どこに住んでるかということ中山間地ですよ。そういうところに住んでる方々がいろんなリスクを背負って住んで、災害に遭ったら今度は15%から20%というのは、非常に私は酷ではないかなというふうに思うんですよ。これ無料にせえとは言わなくても、少なくともこの15%、20%の負担を半分に軽減するか、少なくとも南部町においての所得に応じた軽減、いわゆる非課税世帯についての対応とかを考えていくべきで、もう時期に来ているのではないかと、今後災害が起こってくると思います。そういう点を町長はどのように考えているかという点です。これ毎回委員会等でも指摘するんですけども、なかなか具体化していかない。これやはりトップの考え方があると思いますので、考え方を聞いておきたいというのが1点目。

次、同じページに来る次の国庫補助金の中での防災・安全交付金の件です。これも委員会でも毎回問題になるのは、毎年この防災・安全交付金が、町がせっかく計画立てていても、年度末につれにずれて金額確定して落ちてしまうんですよ。これはよその町村とも話しとったらどこにでもあることで、とりわけ防災・安全交付金という名前ではなかったけれども、震災以降、3.11の東北の震災以降、震災に回すお金が多くなってきて、なかなか一般道路等についての交付金等については来ないんだということも言われているんですけども、災害を想定した場合に、災害に至るまでに直さないといけないというところでの土木事業というのあると思うんですね。そういう点でいえば、この防災・安全交付金が来ないということは、町にとってはなかなか致命的になっていくのではないかとと思うのですが、この点について国に対して少なくとも防災・安全交付金、ほかの名前でもいいですが、最低限のところには補助をきちっと保障するようにということ、私は言うべきではないかと思うのですが、町長はどのように考えているのでしょうかという点です。

3つ目は、今度、歳入のところに入ってきますが、一つは、これは説明事項のところを読んだ、気がついたんですけども、今回、保育園の保育士が非常勤職員を予定していたところ来なかったんで、臨時採用にしたということで、報酬から賃金に変わってるわけですよ。そういう予算が出てきました。

そこで質問です。詳しいことは聞くんですけども、実はどういう指摘があったかということ、南部町では臨時職員には交通費が出ていない。以前の旧西伯のときは出ていたんだけど、出ていないんだということで、確認したらやっぱり出ていないって、この確認ですね。臨時職員、週38時間以下の臨時職員については交通費が出ていないのかという点ですね。これについてどう

か。そのことの確認しておきます。

それで、町が持っている条例、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の中では、第13条、通勤手当相当額という項目がありまして、そこには38時間未満の者を除いたものについてはということは、やっぱり38時間以上の者じゃないと出してないのかなというふうに思うんですけども、その点の確認と、今、保育士をめぐって保育士がいないということで、町外から通ってこられる方もいらっしゃる、臨時といえども。そういう方々について交通費の負担というのは大きいと思うんですが、この交通費の支給について考えていくべきではないかと思うのですが、今の現状をちょっとお聞きして、どう考えてるかということを知りたいと思います。

最後の4点目は、先ほどの指定管理の委託料とも関係してくるんですけども、不思議に思いましたのは、21ページの緑水園管理費（自然休養村整備）の中の100万円の金額です。これを説明書で見たら、どうも周辺の木が生えてきているので、それを伐採していくんだという費用なんですね。だとすれば、これ委託費じゃなくて、本来町がやるべきなことではないかと思うんですけども、これを委託費にしていく理由と考え方です。

それで、この100万という、本来は見積もりとってきてするんだと思うんですけども、どうも来年もこの倍の金額出してするんだというふうなことが説明書に書いてあるんですけども、こういうものを委託料として緑水園、町がどこかに委託するという金額ですか、緑水園の委託じゃなくて。そのことを確認したかったんですよ。どうもうなずいてるからそういうことですね。そしたら4つ目はいいです。3点までお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 分担金のことからお話はします。できるだけ分担金は取らないほう、安いほうがいいことは重々承知しておりますけれども、やはり一定の御負担はいただかなければ、やはり公平性に欠けるという問題もあらうと思っています。過去に比べればかなり分担金、負担金は落ちてきておりますので、さらなる下げる方法はないのか、または全体総額の中で委託業務の額は、私は少し高過ぎるんじゃないかというようなふうにも思うところもあります。額がやはりどうしても1,000万以下の小さな工事になると、諸経費が高つくというような問題がありますので、これをできるだけ安く抑えるような、そういう方法が一番住民の皆様にも喜んでいただける、そんな方法ではないかなというぐあいに思ってます。当面、分担金のところを特例設けて南部町がこれ以上落としていくということは、現在は検討していないところです。

2つ目の防災・安全交付金については、議員のおっしゃるとおりでございまして、非常に厳し

い状態が続いております。いろいろな機会を利用しながら額の増額というものを申し上げていきたいというぐあいに思っています。

最後に、3点目に、臨時職員の交通費ですけれども、これについても先日、私もそれは臨時職員に対しての交通費がないということを議論をしたところです。来年度から会計任用職員という制度が新たに始まりまして、これが人件費等に大きく影響する事態があります。いわゆる非常勤職員、臨時職員の立場というものを国が新たに見直すということで、その中には交通費を見るところがありますので、もう少し冷静にその辺の状況等を考慮して考えていきたいと、このように思っているところでございます。来年、再来年……（「再来年」と呼ぶ者あり）再来年ということでございます。来年、どのような人事というんですか、条例改正であったり待遇改善であったり、そのようなことが必要なのかも含めまして、来年中にそのような方向を出そうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1人最高額がどれぐらいの分担金を払わないといけないかということは委員会でお聞きしますが、この予算書で見ると、1,752万円という金額が住民の懐からこの災害の復旧の費用に出ていくわけですよね。町財政、何から何まで全部面倒見ろというわけではありませんが、少なくともその20%、15%というのを極力低くしていくことに努力していただきたいということと、そうはいつでも、ある者、お金のある人は払えばいいと思うんですよ。問題は、高齢者世帯等での、いわゆる言ってみれば非課税世帯等については何らかの対応が要るのではないかと、ぜひ検討していただきたい。これは安全にかかわることで、しないで済むという問題ではないし、したくないとかの選択の余地も少ないと思うんですよ。そういう意味でいえば、町長も言うておりましたが、防災と福祉は地方自治体の一番の仕事だというのは私も町長の見識については敬意を表するものです。そういう意味でいえば、このような特に災害復旧のようなときの負担については、何らかの形で低所得者に対する救済策をとっていく、ひいては全体を負担を少なくしていくという方法をぜひとっていただきたいが、どうかという点。

それと、もう一つは、ということは、臨時職員の交通費のことですが、臨時職員については、交通費は保育士のみならず町全体の臨時職員全てに払われていないのが現状だということですね。その確認はいいでしょうか。

それで、来年、再来年の国の法律が変わったら変えますよと言いますが、町ではする気がないのでしょうか。旧西伯では出ていたのではなかったですか。すべきではないでしょうか。これを今求められているのは、働き方改革と言われておりますが、その中でいえば、町はどれほど痛み

を感じることもなくできる金額ではないかと思うんですが、来年、再来年に国の法律ができれば
未来永劫に町が全額負担するということもないのですから、来年、再来年について少なくとも職
員や保育士を確保しようと思えば、この交通費支給ということに踏み込んでいいのではないかと
思います。町長、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。分担金は多分マックスの額を出していますので、私
はこの額をもう少し、先ほども言いましたように圧縮できて効果が上がるようなそういう工法を、
委託料もできるだけ安くして、御負担の少ないようにというのがまず第一だろーと思っています。

それから、臨時職員のこの問題につきましては、今言われましたように保育士等で非常に困っ
ています。そういう中でもこの交通費というものが一つのキーになるということであれば、こ
れは考えなくちゃいけませんけれども、ただ、影響が非常に大きい。町の関係する臨時、パート
の皆さんということになりますと、かなりの人数になろうと思っています。この辺のそろばんのほ
うも職員のほうと相談はしてみたいと思いますけれども、一概にそれはできないとは言えない状
態になっているのも事実でございます。できるだけ人件費は抑制しなくてははいけませんけれども、
必要な人件費についてはお願いしていかなくちゃいけないという立場でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第 8 5 号、平成 3 0 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、ありませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第 8 6 号、平成 3 0 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、ありませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第 8 7 号、平成 3 0 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第 8 8 号、平成 3 0 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）、ありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第 89 号、平成 30 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第 90 号、鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第 91 号、町道路線の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第 92 号、同じく町道路線の変更について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） それでは、以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

また、来週 10 日は、定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をよろしく願いいたします。長時間、大変御苦労さんでした。

午後 4 時 06 分散会
